

## 令和6年度第2回静岡県森林審議会 会議録

令和6年12月18日(水)  
県庁別館9階第2特別会議室  
(オンライン併用)

午後1時30分開会

○**司会** それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第2回静岡県森林審議会を開催いたします。

今回の審議会ですが、中谷会長が事情により急遽出席できなくなっております。運営規程に照らし、中谷会長と相談の上、日程は変更せずに開催することといたしました。

それでは初めに、審議会開催に当たりまして、経済産業部農林水産担当部長の田保からご挨拶申し上げます。

○**田保経済産業部農林水産担当部長** 皆さんこんにちは。私は、静岡県経済産業部農林水産担当部長の田保と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、年末のお忙しいところ、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、皆様におかれましては、日頃より本件の森林・林業行政に格別のご支援をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、森林が有する水源の涵養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収・固定など、私たちの暮らしに欠くことのできない機能を持続的に発揮させていくためには、森林の整備を通じた適切な管理が必要でありますことから、今年度、国の森林環境税が開始されることとなりまして、県民の皆様になんご負担をいただくこととなりました。今後は、県の森林（もり）づくり県民税と市町の森林環境譲与税の、それぞれの用途を明確にして、市町と連携することで、上流から下流まで一体性のある森林整備を進めていくこととしております。

なお、森林（もり）づくり県民税における森の力再生事業は、令和7年度で第2期計画が終了いたしますので、来年度は、これまでの事業成果について、本審議会の委員の皆様をはじめ、県民の皆様にもご報告してまいりたいと考えております。

また、森の力再生事業における荒廃森林の再生と併せまして、木材に適した森林にお

ける持続的な経営により、本県の豊富な森林資源の循環利用を進める必要がございます。このため県では、新たな技術を導入するFAOIプロジェクトにより主伐・再造林を進めるとともに、木材利用の拡大が進む、店舗や事務所などの非住宅分野における県産材需要の獲得に取り組んでいるところでございます。

本日は、このような森林・林業行政を推進していく上で、その基礎となります地域森林計画についてご審議いただくこととしております。委員の皆様には、それぞれのご専門のお立場からご審議をいただくことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○司会 ありがとうございます。

次に、本日の委員の皆様の出席状況についてお知らせします。

本日は、中谷会長、浅見委員、板谷委員、今泉委員と蔵治委員が欠席でございます。委員15名中6名の委員に県庁会場にて、4名の委員にオンラインにてご出席いただいております。出席者は10名となり、委員の過半数を超えております。森林審議会運営規程第3条に定める開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。

では、次第について説明いたします。

本日の諮問事項といたしまして、「静岡地域森林計画の樹立並びに伊豆、富士及び天竜地域森林計画の変更」についてご審議いただきます。

その後、「林地開発許可に係る答申」についてご報告いたします。

それでは、議事進行の議長についてですが、荒川委員にお願いしたいと思います。

それでは荒川委員、よろしくお願いたします。

○荒川議長 では、審議に入らせていただきます。

まず初めに、諮問事項といたしまして、「静岡地域森林計画の樹立並びに伊豆、富士及び天竜地域森林計画の変更」について、まず事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（大橋） それでは、審議事項の「静岡地域森林計画の樹立並びに伊豆、富士及び天竜地域森林計画の変更」について説明します。

まず、地域森林計画の位置づけについて説明します。

地域森林計画とは、森林法に基づき、県知事が10年を1期とした計画を5年ごとに樹立するものです。計画の対象とする森林の区域を定めるほか、全国森林計画に即して森林整備や保全の方針、森林施業に関する指針や基準、伐採・造林等の計画などを定めません。

市町長は、地域森林計画に適合して市町村森林整備計画を樹立します。森林所有者は、市町村森林整備計画に適合して森林経営計画を作成することになります。

本県での地域森林計画の構成です。

本県には、東から、伊豆、富士、静岡、天竜の4つの森林計画区があります。この4つの計画区に共通する事項については共通編として1つにまとめ、計画区ごとに定める事項については各計画区編としてそれぞれ樹立しています。5年ごとに樹立しており、今年が静岡計画区が樹立となります。

地域森林計画の樹立・変更の流れについて説明します。

作成した計画案は、おおむね30日間の公告、縦覧をした後、市町長などの関係機関に意見を聞くこと、及び森林審議会に諮問することが森林法で定められています。

今回の縦覧における意見の申立てはございませんでした。

また、市町長及び森林管理局長からは特段のご意見はございませんでした。

本日、委員の皆様からご意見をお伺いし、必要な修正を加え、農林水産大臣との協議を経た上で、遅滞なく公表し、4月1日から施行する予定でございます。

今回の地域森林計画の樹立及び変更の主な内容です。

全ての計画区において、林地の開発等により森林でなくなった箇所の除外を行ない、地域森林計画の対象となる区域を設定・変更いたしました。

樹立の静岡計画区においては、全国森林計画に即し、伐採立木材積、造林面積等の計画量を設定いたしました。

それでは、静岡地域森林計画の樹立について説明します。

静岡地域森林計画は、県中部の静岡市や藤枝市など5市2町の民有林を対象とします。今回策定する計画は、令和7年4月1日から10年間で1期とした計画であり、森林の整備・保全、森林資源の循環利用を促し、森林の多面的機能を持続的に発揮させることを基本方針として作成しています。

続いて、静岡森林計画区の概況です。

当計画区の森林面積は約18万7,000haで、区域の71%が森林です。このうち、国有林などを除いた本計画の対象となる民有林の面積は約15万haとなります。前の計画に比べて面積が56ha減少しております。林地開発に伴い計画対象森林から除外したことが主な理由でございます。

次に、森林資源の状況です。

本計画区は、民有林の約52%が人工林で、県平均の59%より若干低くなっておりませんが、大井川流域、安倍川及び藁科川流域では、ヒノキやスギを主体とする林業地帯を形成しております。

民有林の蓄積量は3,914万m<sup>3</sup>で、スギ・ヒノキで約7割を占めております。

林齢別に見ますと、人工林面積の約9割が41年生以上で、木材として利用できる林齢に達しています。森林の多面的機能を持続的に発揮しながら森林資源の循環利用を図るためには、計画的な主伐とその後の確実な更新が必要です。

続いて、静岡地域森林計画の前計画の前期となる令和2年度から令和6年度までの5年分の実行結果を示します。10年計画ではありますが、5年ごとに見直しを行なっていきますので、5年間の結果になります。

上段の伐採立木材積についての単位は「千m<sup>3</sup>」、下半分の造林更新面積については単位は「ha」となっております。

伐採立木材積は、需要の減退や台風災害等の影響を受け、主伐、間伐ともに計画を下回り、合計で77%の実行歩合となりました。

造林更新面積は、再造林後の獣害被害や、育林経費の懸念による再造林意欲の低下から、人工林、天然更新ともに低い実行歩合となりました。

ここで、造林の実行歩合について補足いたします。ここに記載している実行歩合は計画量に対する実行量であり、再造林率とは異なります。伐採後どのぐらいの面積が造林されているか、人工林の皆伐面積と再造林面積を基に別途再造林率を推計しております。県全体では、近年の再造林率は60から65%で推移しております。全国平均では60%を少し下回るぐらいとなっておりますので、本県はそれよりは少し高い状況でございます。

続いて、新たな計画量について説明いたします。

全国森林計画に即しながら、前計画の実行結果を踏まえた上で、令和7年度からの計画量を表のとおり決めました。伐採立木材積は、主伐による伐採を拡大しつつ、実績を考慮し、全体としては1万5,000ha減といたしました。造林面積は、主伐を拡大する計画に応じて33ha増といたしました。

続いて、林道の計画です。

森林整備に必要な林道開設計画及び災害対応等による事業箇所の見直しに基づき、計画量を設定しております。

続きまして、伊豆・富士及び天竜地域森林計画の変更について説明します。

まず、計画の対象となる民有林について、林地開発行為等の完了に伴い、本表のとおり対象の森林面積を変更いたします。伐採計画、造林計画量については変更ありません。

このほか、伊豆、天竜計画区で林道の計画量を変更しています。

以上で審議事項の説明を終わります。それではご審議のほど、よろしく願いいたします。

○荒川議長 ご説明ありがとうございました。

ただいま事務局から説明を受けました「静岡地域森林計画の樹立並びに伊豆、富士及び天竜地域森林計画の変更」について、ご質問、ご意見などございましたら挙手をお願いいたします。

それでは、加賀谷委員、お願いします。

○加賀谷委員 加賀谷です。ご説明、ありがとうございました。

人工造林の再造林率について、民有林の林齢別の蓄積を見ましても、若齢林が非常に少なくなっているという状況がございますので、この人工造林の再造林率の実行歩合を上げていく必要があるのかなと思います。それについて、評価の部分で非常に厳しい実態があるのは理解していますが、次の計画の方向で、もう少し具体的に意欲的な記述があってもいいのかなと思います。

○荒川議長 再造林に関する計画の検討、評価についてですね。

ただいまの質問に関しまして、事務局から回答をお願いいたします。

○大川井森林計画課長 ただいまご質問いただきました再造林率についてお答えします。

民有林の齢級構成について、利用ができる齢級構成のほうが高くなっているという実態は、全国的にこういった傾向がございます。この齢級構成を平準化するという意味では、しっかりと伐採して使って、また再造林して育てていくといった循環利用が大切だと思っております。

そのために、人工林の再造林の実効性の確保につきましては、現在、低コスト主伐・再造林による一貫作業システムで、伐採から造林までをセットにした取組を進めております。具体的には、林業経営体から森林所有者に、伐採から再造林後の下刈りまでの収益や経費の提案をして、所有者に収益があつて、その後もしっかり育林できるということを理解していただくことで、主伐意欲を喚起しつつ造林にもつなげていけると考えてございます。

ということで、実効性を確保しながら再造林率を上げていきたいと考えてございます。

以上です。

○荒川議長 加賀谷委員、ただいまの回答でよろしいでしょうか。

○加賀谷委員 はい、ありがとうございます。

今成熟している森林を循環利用することももちろん重要ですが、今の再造林率を上げていくことは、将来の、これから生まれてくる人とか林業に就く人たちに対する責任だとも思いますので、いろいろ難しい事情、各市町村の指導など、大変なお立場は理解しますが、ぜひとも実行歩合を上げていく努力を引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

○荒川議長 補足して事務局からお願いします。

○大川井森林計画課長

「再造林をしっかりやっていきます」ということについて、しっかり計画に書いたほうがいいのではないかということにつきましては、共通編の17ページのところに表2-4「森林の整備・保全の考え方」の中の一番上の「木材等生産機能維持増進森林」という項目の3つ目の「・」になります。そちらに「木材等生産機能の維持増進を図るため、伐採後は有用樹種により確実かつ早期に再造林します」と記載してございます。

以上です。

○荒川議長 よろしいですか。

それでは続きまして、石野委員、お願いします。

○石野委員 今の皆伐、再造林について、実は先日、新聞に、皆伐を進めて造林をすることで、伐採する人が造林のほうの仕事に就いてしまっているから出材量が減っているという記事が出ていました。この話は実は私の会社でも同じで、伐採すると植林や下刈りをしなくてはいけないということで、伐採量がだんだん減っていくんですね。職人が取られるということで。

そうすると、今は65%と聞きましたが、今後まだ伐採量は増えていくわけですね。そのときに、造林、下刈りする人が、今のままでは、ますますこの造林率は、いくら口で言っても計画を立てても、人の関係でどんどん植えられなくなっていってしまうと思います。

また関東では、5年前のものを今植えているとも聞きます。皆伐が先行した関東地区は、人がいないということで、外国人の話も聞いておりますが、このまま切っていくと植えていくことがだんだん不可能になっていくと思います。この計画が、今造林率が65

%というのに、まだどんどん切っていくと、この65が55とかになっていく恐れがあると思いますが、その辺の労働対策についても何かありましたら教えてもらいたいと思います。

○荒川議長 事務局より回答をお願いいたします。

○深江林業振興課長 今、石野委員からお話があったとおり、造林に人手が取られて伐採の人が少なくなっていってしまうという問題があるかとは思いますが、もちろん一定数の中の人、いわゆる造林と伐採の奪い合いではありませんが、人がどちらに就くかというところの話になってしまうと、現実問題、少なくなっていってしまうところはございます。とはいえ、主伐・再造林を行なって、循環利用に向けた林齢の若返り化といったところも必要だと思いますので、我々の雇用対策としては、どちらにもらみながら、しっかりと林業に従事していただく方を増やしていきたいと思っております。

雇用のガイダンスや説明会等を行なっていますが、その中では、「伐採だけではなくて、林業の中には、造林であったり、保育といったことも含めてしっかりと進めていますよ」というところはお伝えしながら、人材の確保に努めてまいりたいと考えているところです。

また、お話のあった外国人の方々についても、今年度から制度が少し変わった部分もございますので、また林業経営体の皆様からご意見を伺いながら、どのようなところに問題点があるかといったところも含めて検討を進めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○荒川議長 石野委員、よろしいですか。

○石野委員 いろいろ施策をされているのは十分分かりますが、現場のほうは、皆さんご存じのとおり、人が辞めてしまったりということで大分厳しくなっておりますので、ぜひそういうところに留意しながらお願いしたいと思っております。

それともう1つ、ボランティアの方とか、植林をしたいという声がありますが、その人たちが山に来るのに、実は林道が通りにくくて車が入れないという話がある中で、林道の計画がちょっと減っているのが気になります。もっと下の人を山のほうに連れてくるというようなこともしながら、林道を直して植林を助けてもらおうとかということも、もし取り入れていただけたらありがたいなと思っております。

○荒川議長 あわせて林道の整備に関するご意見を頂戴しましたが、事務局からあります

でしょうか。

○寺澤森林整備課長 林道の計画に関しては、地元の要望に基づいてここに掲げてございます。

本日お話ししている静岡地域に関しては、ほかの地域と比べると開設量などは相当多くなっております、ただこれが減っているということでマイナス15路線ですが、これに関しては、一番大きい市域を持ちます静岡市のほうで、林道はこれからあまりやらないという意向を持たれているというような声も聞きます。その中で、要望に基づいて実現が難しいというところもあり若干減らしてはいますが、まだ静岡については多い方と思います。

石野委員のおられます天竜地域につきましては、開設は進んでいるところもありますが、あまり管理が行き届かないところがあるのも現実でございます。林道につきましては市町の管理でございますので、我々も必要な支援をしていきながら、今後は改良とか舗装とか、今ある道をより良くしていくような方向で進むことも考えていかなければいけないのかなと思っております。

○荒川議長 西久保委員、お願いします。

○西久保委員 私は川下の一番末端のほうで木材を利用する設計施工している身としましては、森林計画のその先に、どういうふうにスギ・ヒノキ、ほかの材が使われていくのかというところを、計画の中に、何かうたっていることも大事なんじゃないかなと率直に思っています。

木材利用に関して、今住宅着工数が減っていて、非住宅のほうに木材を使っていこうという世の中の大きな流れがあると思いますが、そうではなくて、本来住宅に使うための木材であったと思うので、そこをちょっとないがしろにせずに。というのは、今、大工の減少というのも問題としてありまして、手刻みなり、手を使って仕事ができるような大工さんも若い子の中にはまだまだたくさんいますが、今の現状を見ていると、どんどんそういうチャンスだけが奪われていってしまっているというのがあります。森林計画とは直接結びつかないかもしれませんが、住宅ですとか日本の文化みたいなものが残っていくようなことが、一文だけでも何か考えとして入っていると少し救いだなというふうに思いまして、そういったところもご配慮いただけたらいいなというふうに思います。

○荒川議長 これに関しましては、事務局からコメントは。



○大川井森林計画課長 地域森林計画の共通編の39ページの下段のところ。(5)としまして「流通・加工体制の整備」という項目がございます。39ページのほうは「流通体制の整備」ということになってございますが、40ページのほうにつきましては「製材加工体制の整備」ということで、「製材や加工について、建築、土木等の需要者の多様なニーズに応える品質の確かな木材製品を安定的に供給できる体制を整備します」ということで項目立てて記載してございます。現在そのような書きぶりになってございます。

○荒川議長 西久保委員、いかがでしょうか。

○西久保委員 はい、結構です。

○荒川議長 志賀委員お願いできますか。

○志賀委員 造林の計画に関して、この計画自体については、全国森林計画に即して計画量を設定したということで、その枠組みの中で、ほぼ前計画並みということで、それ自体については賛成というか、そういうことしかないのかなというふうに考えますが、静岡計画区の実行歩合でいったときに、人工造林が14%というようなことで、そうすると、今後どの程度、これまでとちょっと違うような努力なりをしていけばより近づけられるのかなという点がポイントだと思います。そのときに、林業事業体とか所有者の経営努力、あるいはコスト削減ももちろんですが、全国的に見たときに、例えば北海道だと年間6,000ha台の造林をやっていると思います。それから宮崎が2,000haぐらい。大体1,000haぐらいやっているのが大分と岩手かなと思います。そういう事例を見ると、一般的な再造林の促進に対するいろんな手段プラス、それぞれの都道府県に合ったような林業事業体と県と市町村の連携みたいなものを、しっかりかなり前からやっているところが伸びているのかなという気がしております。

静岡に関しても、いろいろな財源なり施策なりで、県がちょっと一歩踏み込んだ対策をぜひご検討いただけたらなというふうに思います。

以上です。

○荒川議長 ただいまのご意見について、事務局からコメントがありましたらお願いします。

○大川井森林計画課長 今の再造林率の14%をどのように上げていくのかということですが、先ほど低コスト主伐・再造林のお話をしましたけれども、現在県内約30か所ぐらいで生産団地をつくってしまして、それには3次元点群データの解析データを使ったりして生産の適地となる場所を抽出して、そこを団地化して主伐・再造林や木材生産に取

り組んでございます。

その中には、所有者さんや林業経営体の皆さんとも連携しながら、生産や再造林、またICT等の先端技術などを活用した作業の効率化にも取り組んでございますので、民間の皆さんと連携しながら実行率を上げていけたらと考えております。以上です。

○荒川議長 志賀委員、いかがですか。ただいまの回答につきまして。よろしいですか。

○志賀委員 はい、期待しております。

○荒川議長 星野委員、お願いいたします。

○星野委員 西伊豆の星野でございます。

特段計画の中身について云々ということではないですが、基本的に行政って、多分計画があること以上はやらないと思います。計画があるものは目指すけれども、できないというのが多分基本になってくると思いますし、計画にないものは、はっきり言ってやらないと言っても過言ではないのかなと思います。そんな中、民有林の林齢別の蓄積があまりにも急激過ぎてですね、これは今の少子化と同じ状況に陥っているのではないかなというのが私の見立てです。

年齢の高い木はたくさんありますが、やはり植樹をして育てていかなければ、この今植えているものは、当然50年後、60年後に切る時期を迎えるわけでございます。それを植えないということは、その先にはもうそういった人工林はなくなるということを行っているようなものだと思うので、何とかこれを回復できる取組を積極的に行なっていただいて、またそれも計画にしっかり含めていただかないと。末端は計画になればやりませんので、その辺をよくご理解をいただきたいなと思います。

ただ問題は、木を切った業者さんに「再造林をしてほしい」というお願いをしても、再造林はコストがかかるので、なかなかやり手がいないんですよね。先ほどどなたかが言った、木を植えるほうに手が回って、今度は切るほうに回らないということもありますが、林業に魅力があって、ある程度お給料がもらえてということになれば、林業従事者も増えると思います。この計画と予算は関係ないとは思いますが、計画を実行する上での予算を、国・県、また市町がしっかり確保しないと、これはもう全くの計画倒れになってしまうと思うので、その辺がお願いしたい部分でございます。

○荒川議長 ただいまのご意見につきまして、事務局からお願いします。

○大川井森林計画課長 ご意見いただきましてありがとうございます。

私たちがそのように思いますが、再造林につきましては、今お話しいただいたように、

コストがかかるというところがありますし、鹿などの獣害といったことを懸念して主伐を控えたりといったこともあろうかと思えます。

獣害対策なども補助などが出ていますので、そういったところもしっかりケアしていきながら施策を進めていきたいと思えます。

○荒川議長 ただいまのお答えにつきまして、星野委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、おおむねご意見も出尽くしたかと思えますので、審議会としての意見を取りまとめてまいりたいと思えます。

ただいま出されたご意見としましては、地域森林計画の樹立及び変更の原案そのものについて大きな変更や修正を求めるといったご意見ではなく、この計画の樹立及び変更については皆様賛成をいただいたということによりよろしいかと思えます。

ただし、審議会で出された意見としまして、特にこの計画の中でも再生林につきましては、その再生林を積極的に行なう姿勢で計画を推進していただきたいということ。それに当たりましては、この計画を絵に描いた餅にするのではなくて、計画を着実に実行していかれるように、人材確保の観点や、効率化・機械化等、その他必要な施策については積極的に講じて、この計画を確かに実行できていくものにしていただきたいと思いますという、再生林について、とりわけ強い推進のご意見が上がったというふうによりまとめでいただきたいと思います。

また、木材利用につきまして委員からご意見いただきましたが、共通の計画の中で織り込んであるということで、この内容でご承認いただいたということによりよろしいかと思えます。

したがいまして、原案につきましては「適当である」という旨の答申をさせていただきたいと思います。皆様よろしいでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○荒川議長 はい、ありがとうございます。

ご承認の意思表示をいただきましたので、異議なしということで、地域森林計画原案につきましては適当とさせていただき、次に移りたいと思えます。

答申文の作成につきましては、会長に本日の内容を報告した上で作成させていただき、その文章、内容につきましてはご一任いただきたく存じます。

それでは、次の項目としまして、報告事項に移ります。

報告事項、「林地開発許可に係る答申」について、まず事務局からご説明をお願いいたします。

○篠田森林保全班長 林地保全部会事務局から、6月と9月に開催いたしました林地保全部会における林地開発許可に係る答申の結果について、ご報告いたします。

初めに、答申実績についてご説明いたします。

資料の1、「林地開発許可案件答申実績」、(1)「件数実績」をごらんください。

左側の「個別」につきましては、主に森林の形質変更面積が5haを超えるもので、新規が1件、変更が2件、合計3件となっております。

中央の「包括」欄は、事務局で答申を行ない林地保全部会に報告する、主に森林の形質変更面積が5ha以下のもので、新規が4件、変更が2件、合計で6件となっております。

保安林の解除の案件はありませんでした。

その下、「目的別件数面積」をごらんください。

9件の内訳を目的別に見ますと、工場・事業場の設置が1件、土石等の採掘が3件、残土処分場の建設が1件、道路の新設または改築が4件となりました。

次に、案件の内容につきまして説明いたします。

2、「答申案件一覧」をごらんください。

工場・事業場の設置につきましては、3番の御殿場市における1件。土石の採掘につきましては、2番の御殿場市深沢ほかにおける3件。残土処分場の建設につきましては、1番の富士宮市における1件。道路の新設または改築につきましては、4番の駿東郡小山町ほかにおける4件でした。

なお、土石の採掘の3件は、既に稼働している採掘場の更新に伴う許可となっております。

道路の新設または改築の4件につきましては、防災施設に係る変更です。

以上の全ての諮問に対しまして、「林地開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号の規定に該当しないと認められる」との答申をいただきました。

なお、附帯意見として、「変更許可の内容を遵守し、工事内容の変更が必要な場合は、必ず工事を行なう前に変更手続を行なうこと。希少な動植物の保全措置が順調に機能しているかを継続的に観察するとともに、必要に応じて追加の保全措置を取ること。法面

の岩盤部分については、安定性を継続的に観察するとともに、崩落した場合や客土が流出した場合には適切な対策を講じること。緑化種子については郷土個体の種子の導入を検討すること。想定した雨量強度を超える豪雨があった場合でも、工事中も含めて下流域の被害が軽減されるよう防災対策に万全を期すこと」などが付されました。

これらの附帯意見につきましては、県から事業者に伝達し、指導することとしております。

林地保全部会事務局からの報告は以上です。

○荒川議長 ご報告ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、皆様から質問などございましたら挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご質問、ご意見等ないようですので、この本件報告については終了といたします。

以上をもちまして、本日の審議及び報告は全て終了いたしました。

---

#### 【以下、意見交換】

ここからは審議事項ではありませんが、せっかくの機会ですので、皆様からこれ以外の、森林・林業全般についてのご意見等ございましたら頂戴したいと思います。

では、会場から中山委員、お願いします。

○中山委員 中山でございます。ご説明をありがとうございます。

林道の改修のことで、私の仕事をしている近くでも工事を浜松市と進めていただいて、大変ありがたく思っております。

ただ、1つ意見ですけれども、今年2か所、私の施業範囲内で工事を浜松市と県で補助していただいています。実をいうと、今その工事のおかげで施業が滞ってしまっている箇所が出ています。これは、あらかじめT P Pの事業をやることが計画としてあったにもかかわらず、今一番忙しい時期に全く搬出ができないという事態に陥ってしまっています。その辺、県でも、担当課が違うのかもしれませんが、うまく連携していただいて。あと一番影響を受ける私自身がその工事について知らされていなかったというところもありまして、大変今年は困っている事態になっております。

今後はそういうことがないようにしていただきたいことと、あと、材を運んでくれて

いる運送業者さんからですが、地八吉沢線の地八の起点のほうですが、この林道は、初めは自主的に開設したものを地八吉沢線に取り込まれたような形になっております。二級林道ですが、新設していただいたところは本当に立派な林道ができています。古く自主的に開けたところは、今の規格でいったら作業道に近いような規格でしかありません。

トラックの運行も非常に気を遣っていただいて、フジイチさんにも材を運んでいただいておりますが、トラックが故障したり傷んだりする原因にもなるものですから、ぜひ整備を進めていただきたいと思います。個人的な意見で申し訳ありませんけれども、よろしく願いいたします。

○荒川議長 ありがとうございます。

林道は、血管というか血流を止めてしまうことになるので、ぜひ整備を丁寧に行なっていたきたいですが。

では、事務局のほうからコメントをお願いします。

○寺澤森林整備課長 森林整備課長、寺澤です。ご意見は承らせていただきます。

工事の調整がうまく取れていないということで、申し訳ありません。県の工事であれば出先の農林事務所に申し伝えておきますし、浜松市であれば、そちらも我々のほうから伝えておきたいと思っております。

工事の関係ですが、夏場の雨や、山間部の工事を請け負ってくれる業者さんが少なくなっていて、1回の入札で工事が受けてもらえず、当初のスケジュールどおり進まない状況もあります。そのような要因もあって、お示ししたスケジュールからずれることもありますし、そもそも利用されている中山委員のような方にご説明がされていないというところは、こちらの不手際もあると思いますので、改善してまいります。

また、先ほども林道の件でお話しさせていただきましたけれども、今後は、残された急峻なところでの開設という、なかなか進まないような状況にもなっておりますので、今ある路線をよりよいものにして、その先は作業道等で補うというような形の路網整備に考えを移していくことも必要と思っております。今後は改良のようなものにも積極的に取り組んでいく方向にシフトするということも考えてまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いしたいと思います。

○荒川議長 はい、ありがとうございました。

続いて、いかがですか。では山崎委員、お願いします。

○山崎委員 山崎と申します。

地域森林計画とはちょっと離れてしまいますけれども、林地保全部会のほうで議論をしていて、恐らく全ての委員がもやもやしていることを1回ここで共有させていただきたいと思います。

工事をして森林を改変して、終わったところ、特に法面は速やかに緑化しましょうということが方針としてあります。従前はそこに外来の植物を吹き付けて、一日も早い緑化をという形だったと思います。昨今の生物多様性保全の動きもありますので、「でき得る限り法面緑化などは、郷土種子で、そこにあるもので緑を回復しましょう」ということを委員としてはコメントをしますが、実際にはその種子の流通がほぼなくて、これは言っているばかりでなかなか実現は難しいだろうなど、いつも感じています。コストとか入手のしやすさから、どうしても外のものを持ってくることもやむなしかもしれませんが、「世界の生物多様性を守っていこう」という背景がありますので、皆さんのネットワークの中で郷土種子を上手に活用している事例などがありましたら、静岡の法面緑化もぜひそういう方向でやっていけると、この時代、わざわざ外来種を増やすということを推奨しなくて済むかなと思っています。

附帯意見をいろいろ書くんですけれども、どうしてもこの部分については「検討してください」という、かなり緩いお願いをせざるを得ない状況になっていて、何とかここをブレイクスルーできる手段があればと思っていますので、皆さんの中で、何かお考えとかネットワークとか知見があったら教えていただきたいと思います。

以上です。

○荒川議長 はい、ありがとうございます。

法面緑化に係る郷土種子の活用については、もしこの場で研究職の皆さんなども情報があればご提供いただければと思いますが、事務局からも何かコメントございますでしょうか。

では、事務局よりお願いします。

○伊藤森林保全課長 森林保全課長の伊藤と申します。

郷土種子の問題は、いろいろ難しいところがあることは山崎先生もおっしゃっているとおりなんですけど、そもそも特定外来植物については、環境省から「使用を控えるように」というものがありますので、その基準等も活用しながら、事業者への指導を引き続き行なっていきたいと思っています。

○荒川議長 はい、ありがとうございます。

委員の皆様からも、次回に向けてまた情報提供等お待ちしております。

ほかに、いかがですか。坂東委員、いかがですか。

○坂東委員 坂東です。

今の山崎委員のお話と同じことですがけれども、最近イギリスで、採石場の跡地を地元の自然保護団体が再生している現場を見ました。日本でよく現地に行かせていただくような大規模な採石場ではないですが、地元の植物で再生しようとしている事例も海外にはあるみたいなので、私ももうちょっと調べようとは思っているんですが、大学などの先生でお分かりになる方があったら教えていただきたいなと思います。

私は委員になって9年目ですが、最初の頃は太陽光発電の案件がものすごく多かったです。最近は採石場が多いかなという気がしているので、緑化することに関しては両方とも重要な問題だと思いますので。

あと、こんなにススキやヨモギを植えていいのかという。自分のアレルギーのことを思うとすごくつらいんですね。日本中に、道路の端っことかもこんなにイネ科とかキク科の植物を増やして大丈夫なのかなと。先々の子供たちのことを思うと心配です。

○荒川議長 ありがとうございます。

○伊藤森林保全課長 森林保全課長の伊藤と申します。

採石場が多いのは、過去からやっている採石場で、採石法や砂利採取法の基準で許可の期限が5年と決められていますので、それを更新しているものですから、多いという印象になってしまうのかもしれないです。

緑化に関しては、公共工事で埋土種子の活用をやっているものがございます。表土をはいで、どこかに保管しておいて、その後盛土をする時にその表土をもう1回かぶせるような。手間と経費がかかりますが、そういった取組も公共工事ではやっています。坂東先生がおっしゃるように、採石場で山を削ったところは難しいのかなと思いますが、そういったことも事業者に対応をお願いするような形で今後指導してまいりたいと考えております。

○荒川議長 ご説明ありがとうございます。

採石に関しては増えているわけではなく、むしろ太陽光が減ったということなのかもしれませんね。

それでは知花委員、お願いします。

○知花委員 ありがとうございます。



私も林地保全部会に出ておりますので、先ほどの山崎委員、坂東委員がおっしゃることは、まさにそのとおりだと思っていますし、今「ネイチャーポジティブ」という言葉があります。やはりこれまでどおりだと、なかなか種数の減少に歯止めはかかっても増やすというところまでいかないのです、より一層新しい工夫が必要なのかなと思います。

私は専門が河川工学をやっていますので、そちらの観点から。今我々は流域治水に取り組んでいます。要は、なかなかダムであるとか河川改修だけでは災害の激甚化が防げませんので、流域全体でしっかり水を貯めて、あと浸透させてということを中心としています。

そういう中で、どうしても河川管理者でできることは限られていますので、森林に関わる部分が結構多いんですけども、私、ふだんこの林地保全部会に参加させていただいていて、つくづく思っていることが2つございます。1つは、開発行為が行なわれたときに調整池が造られます。これは余水吐の大きさであるとかボリュームは、きちんとマニュアルどおり造られているんですけども、マニュアルどおり造ると、これはダムと同じで、一定量を超えると安全に放流できるというのがルールになっていますので、余水吐の大きさは十分大きくされていて、豪雨があった時は、周辺に氾濫させることなく確実に河川の中に落としちゃうんです。また、維持管理のことがあるので、調整池の中というのは、いろいろ見ましたけど、大体コンクリートで張り巡らされているので、調整池自体に浸透機能がないんですよ。

ですけども、これからの時代を考えると森林地域のほうがまだ周辺に余裕がありますので、少し周辺にあふれても大丈夫なようにするとか、あるいは、全部砂利にするのはメンテ上難しいかも分かりませんが、少し浸透能力を持たせるとか、プラスチックが今後問われていくんじゃないかなと思いますし、他県では実際そういう事例も出始めていますので、ちょっとそこは気をつけていただければなと思います。

同じ話なんですけれども、さっき坂東委員がイギリスの事例を出されましたが、イギリスでは~~なんで~~、間伐材を小さな山地の沢とかにどんどん放り込んで、しかも固定して、流水の抵抗を高めて下流に水が行かないようにとかしているんですね。これは「リーキーダム」というような名前と呼ばれますけれども。そういう事例もありますし、別にイギリスまで行かなくても、大阪府などが治山ダム、砂防ダムに貯留機能を持たせるとか。あと、これは各地で行なわれていますけど、間伐材の置き方をちょっと工夫することによって、雨水が一気に下流に行かないようにするなんていう工夫もあるわけですね。

だから、河川にとって洪水流出を抑えるという意味もありますけれども、同時に山地を守る意味でも、しっかり浸透させて表流水を少なくすることは大事だと思いますので、ぜひ静岡県さんも河川はいっぱいありますし、いろいろ工夫していただければと思います。以上です。

○荒川議長 はい、ありがとうございます。

流域治水という観点からの森林の機能についてですが、これについては事務局からお願いします。

○伊藤森林保全課長 森林保全課長の伊藤と申します。

まず、知花先生からありました調整池のお話ですね。これは私どもの説明が足りていないのかもしれないんですけども、調整池は必ずしもコンクリートで三面張りで造るといった基準にはなっておりません。調整池からの流下能力、オリフィスであるとかそういうものを審査する場合に、浸透能力は評価しないという形なものですから、現場では基本的には、あくまでも「掘り込み式で、安全に河川に流下できるように吐口を設けてください」と指導しております。

多分ごらんになっているのがNEXCOですと、コンクリートで三面張りが多いかなと思いますが、浸透能力自体は評価しないけれども、当然浸透可能な調整池もあり得ると考えておりますので、ご理解いただければと思います。

あと、間伐材を横にしてというお話もございましたけれども、県で実施しております森の力再生事業では、「等高線に平行にして切った材はちゃんと並べてください」という指導もしておりますし、ほかの県に乗り遅れないようにというお話もありましたが、当県でも三島市あたりでは「小さなダム運動」という形で、そういった間伐した材を丸太柵みたいな形で小さな沢に入れていくような活動もやっておりますので、また機会があればご紹介させていただきたいなと考えております。

以上です。

○知花委員 ありがとうございます。後者に関してはありがとうございます。私も知らない事例がありましたけど、ぜひ共有していただければと思います。

前者は、三面張りの話とオリフィスの話を同時にしちゃったんですけども、基準どおりやっているのはオリフィスの話で、あれは基準なので難しいと思いますけれども、流出に関しても工夫の余地があるのかなというのが1つです。

三面張りがルールにないのはおっしゃるとおりなんですけれども、確かに私が見たの

が三面張りばかりだったので、もしそれもいい事例とかがあれば、PRするだけでも意味があるのかなと思って伺いました。

○荒川議長 様々なご意見、ありがとうございます。

森林計画は、真ん中に「どれだけ植えてどれだけ切るの？」というのを立てて考えてしまいがちですけれども、「多面的機能」の「多面的」の部分が、それぞれに重要だということが、皆様のご意見からうかがえたところかと思っております。

ほかに、いかがですか。では石野さん、お願いします。

○石野委員 先ほど少し言いましたけど、今SDGsについてすごく注目を集めている中で、企業さんが排出権のことで会社に見えることがすごく多いんですけれども、その中で、例えば5万人いる企業がありますけど、その1%が来ても500人ですけれどもね。山に来て「いろいろやってみたい」だとか、小・中学校からの「山を見たい」という声があるんですけれども、その中で、林道が29人乗りのバスも入れない、ましてや都会の人の乗っている乗用車も入れない状況なものですから、林道の補修にもう少し力を入れてもらいたいと思っています。特に浜松は、浜松市と静岡県と管轄の違いもあって、ちょっとうまくいっていないところもあるように見えますので、そこをお願いしたいと思います。

また、子供たちが山に来て少しでも山で作業をしたりということになると、山仕事をしている人が実はインストラクターとして働けると思っています。今、山にいっぱい若い人が来ていますけれども、大体7～8年ぐらいすると辞めてしまうんですよね。なぜかというと、ただ「木を切れ」だとか「生産性を上げろ」と言ってやらせていると、「何か違うな」と思って辞めてしまうと思うんです。都会の人が来て、その人たちに造林や枝打ちを教えること、例えば12か月のうち1か月でもそういう仕事があれば、山で働いている人のモチベーションが高まると思っています。ぜひ道をちゃんと直していただいて、都会の人がドイツのように、自分の庭みたいに来られるようになったら、皆さん興味を持ってくれる。

木材を使うことに関しても、山に興味を持てば使ってくれると思うんですよね。ただ補助金を出して使うんじゃなくて、山に子供たちを呼んで教えて、山のことを覚えてもらって、10年経ったときに「そういえば行ったな」ということで使ってもらおうということも必要だと思っていますので、都会の人を山のファンにするような施策もぜひお願いしたいと思います。

○荒川議長 はい、ありがとうございます。

林道の整備につきまして、林道を単に林業の作業道としてではなくて、県民、人々と森林との接点として使える整備に、より注力をしてほしいというご意見だったと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

では中山委員、お願いします。

○中山委員 中山です。

先ほど、開発したところを緑化するのに「そこにあるものを使って」みたいな意見がございましたけれども、今当社では、林道工事の法面や残土処理場の緑化をどうすればいいのかと思っています。うちの山林内の林道工事の土捨て場は、もう数年経っているところでも全く植物が繁茂しないような場所もあります。ただ、数年で生えてくるところもございます。これはどこが違うのかなと思って見ていると、やはり周りに母樹になる広葉樹が多いところは、放っておいても自然にある程度回復をしてくるように思います。

ただ、出てきたものが鹿に食べられてしまうので、なかなか思うような緑化にはつながっていません。当社でも、周りにある広葉樹の種子とか稚樹を拾ってきて法面に植えてみるような試みもしているんですけども、やはりネックなのは鹿ですね。せっかく植えても食べられてしまうので、食べられないような工夫をちょっと今考えているんですけども、何かいい意見があったら教えていただきたいと思っています。

○荒川議長 はい、ありがとうございます。

ここで獣害対策という話が出てまいりましたけれども、ありますか。

では事務局からお願いします。

○寺澤森林整備課長 森林整備課長、寺澤です。

残土処理場や林道の法面に関してもそうなんですけれども、そもそも本日たくさんご意見をいただきました再造林のところ、今やどこに植えても、何もしなければまともには育たないんじゃないかなというような思いを持っております。獣害対策は余計に経費も労働力もかかるので、そこが主伐・再造林のネックになっているかなという部分はございます。

現状といたしましては、確実な方法としては、防護柵といって周りを柵で囲ってしまおう。より確実というなら金属でやるということなんですけれども、資材費や設置にも手間がかかるという難しい面もございます。ネットを使う場合においても、新しい製品も出てきて、ウサギが下からくぐるのを防止するようなものも出てまいりました。

そんな中、先月11月に、防護柵や獣害対策の関係の資材の展示会を富士宮でやったりもしております。この取組を、また各林業経営体の方々にも見ていただきたいので、ほかの地域でもやるようにしていきたいと思っておりますし、引き続き防護柵等の補助金を県から支援をさせていただいておりますので、ご活用いただくようにしていただければと思います。

また、再生林に関しては、抜本的な対策といいますか、新しい試みというか、今まで以上にやっていかないと資源循環がされていかないとあるところでもありますので、今日の再生林についていただいた意見はもっともだと思っておりますので、県といたしましても、再生林がより進むような施策の検討を進めていきたいと思っております。

○荒川議長 はい、ありがとうございます。

再生林の一番の障壁ともいえる獣害対策もしっかりやっていただければということ、これにつきましても、川上から川下まで、そして産学官の連携で、新しい取組も含めてしっかり進めていっていただければと思います。

以上をもちまして、本日の審議及び報告は全て終了いたしました。

本日は、大変たくさんのご意見、活発な論議をありがとうございました。これで審議、報告については終了とさせていただいて事務局にお返ししたいと思います。

○司会 それでは、閉会に当たりまして、経済産業部理事の浅井からご挨拶申し上げます。

○浅井経済産業部理事 経済産業部理事の浅井でございます。

本日は、委員の皆様方、熱心なご審議をいただきましてありがとうございました。

本日お話しした地域森林計画では、資源の循環利用ですとか、そういった観点からの伐採や造林、それから林道などの路網など、基本的な計画数量や大きくりの方向性を示した計画であります。本日審議の中で各委員の皆様からいただいたご意見というのは、そうした地域森林計画に盛り込まれている方向性ですとか、あとその計画数量は是しつつも、年齢構成の適正化であったり再生林率の向上、労働力の確保、さらには住宅への木材の活用などについて、しっかり進めていくべきといったご意見をいただいたのかなというふうには受け止めております。

これを具体的にどのように進めていくかという施策のことにつきましては、その骨子を定めたものとして、県では静岡県森林共生基本計画という、別の計画というか、アクションプランのような計画をつくっております。この4年間の計画につきましては、来年度改定を予定しておりますので、本日いただいた皆様のご意見も含めて検討してまい

りたいと考えておりますし、その計画策定の段階、来年度でありますけれども、改めて森林審議会の中で皆様からご意見をいただく場を設けたいと考えております。

そして、午前中からご審議いただきました林地保全部会の皆様には、今日、午後の審議会の中でも、時代の要請ですとか状況変化に伴う開発に対する新たな視点。そういった観点からのお話をいただきました。ありがとうございました。今後の参考にさせていただきたいと思っております。

そして、本日の議題であります地域森林計画案につきましては、本日の審議会を経まして、今後、農林水産大臣への協議を予定しております。最終的には、1月にはこれを公表する予定でございます。

今後とも、本県の森林・林業、それから木材産業の発展のため、ご意見、ご提案を賜りますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○司会 以上をもちまして、令和6年度第2回森林審議会を終了いたします。

午後2時55分閉会